

一般社団法人民事信託士協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人民事信託士協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、市民の権利の擁護と福祉の向上に寄与するため、「民事信託」(主に信託業法の適用を受けない信託)業務の担い手となる民事信託士の資格及び登録に関する事項を定め、民事信託制度の幅広い活用と適正かつ円滑な運用等のための人材確保とこれを担う民事信託士の育成及び指導等による資質の向上に資することを目的とする。

2 前項の「民事信託士」とは、信託制度を理解し民事信託の設定及び運用等に関する相談、スキーム制作及び指導業務を行うのに必要な知識及び能力を有する者で、本定款第7条第3項に定める資格を有し、本定款の定めるところにより登録した者をいう。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民事信託士の資格及び登録に関する事項
- (2) 民事信託士の業務に関する指導及び連絡にかかわる事項
- (3) 民事信託士の品位を保持するための指導及び連絡に関する事項
- (4) 研修に関する事項
- (5) 信託業法の適用を受けない信託の引受け及びそれに伴う信託の受託者としての権利の行使、義務の履行に関する事項
- (6) 信託会社の発行する株式の取得及び保有に関する事項
- (7) 民事信託業務及び関係法規の調査、研究に関する事項
- (8) 民事信託関係図書の出版、業務関係図書及び用品の購入の斡旋、頒布に関する事項
- (9) 業務の改善に関する事項
- (10) 制度の改善に関する事項
- (11) 統計に関する事項
- (12) 講演会・シンポジウム・セミナーの開催に関する事項

- (13) 会報の編集及び発行に関する事項
- (14) 広報活動に関する事項
- (15) 情報の公開に関する事項
- (16) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員及び会員資格)

第7条 当法人は、次の各号に規定する会員をもって構成する。

- (1) 社員 当法人の事業に賛同する個人で、社員総会の決議により社員として選出された者
 - (2) 民事信託士会員 当法人の事業に賛同する個人で、民事信託士として登録した者
 - (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助する個人又は団体で、理事会の決定により賛助会員として認められた者
 - (4) 特別会員 一定の資格又は専門的知識若しくは技能を有する者で理事会の決定により特別会員として認められた者
- 2 社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、民事信託士会員となる資格を有する者とする。
- (1) 当法人が実施する民事信託士検定に合格した者
 - (2) 当法人が理事会で特に認めた者
- 4 第1項に定める各種会員は、重複してなることが出来る。

(入会)

第8条 会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込みをしなければならない。

(経費の支払義務)

第9条 会員は、理事会で定める規程に基づき入会金及び会費等を支払わなければならない。本条の会費等は、法人法第27条の経費とする。

(退会)

第10条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員の申し出
- (2) 死亡又は解散
- (3) 総会員の同意
- (4) 除名
- (5) 第13条に定める会員資格の喪失

2 前項第1号の退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。ただし、別に定める民事信託士倫理及び民事信託士執務規則に違反し、綱紀委員会の調査または注意勧告委員会による注意勧告の手續が開始された場合は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会の承認を得なければ退会することができない。

(退会届)

第11条 会員は、当法人を退会しようとするときは、当法人の定める様式による退会届を提出しなければならない。

(除名)

第12条 第10条第1項第4号に定める除名は、会員が次のいずれかの事由に該当するに至ったと理事会が認めたものにつき、社員総会の決議によってすることができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会員資格の喪失)

第13条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 別に定める会費の支払義務を、正当な理由なく1か月以上履行しなかったとき
- (2) 民事信託士会員については、民事信託士の登録を取り消されたとき

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名及び住所並びに事務所を記載した社員名簿を

- 作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 社員名簿をもって法人法上の社員名簿とする。
 - 3 社員名簿の作成は、電磁的記録をもって調製することができる。
 - 4 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は事務所に宛てて行うものとする。
 - 5 前号の通知又は催告は電磁的方法を用いることができる。

第3章 民事信託士の登録等

(名簿の登載)

- 第15条 民事信託士となる資格を有する者が、当法人の定める民事信託士となるには、当法人に備える民事信託士名簿に、別に定める登録規則で定める事項の登録を受けなければならない。
- 2 民事信託士名簿への登載をもって、民事信託士とする。
 - 3 民事信託士名簿の作成は、電磁的記録をもって調製することができる。

(登録の申請・更新・拒否)

- 第16条 登録の申請・更新・取消し及び拒否については、当法人が定める登録規則による。

(欠格事由)

- 第17条 次に掲げる者は、民事信託士となる資格を有しない。
- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しない者
 - (2) 破産者であって復権を得ない者
 - (3) 公務員であって懲戒免職の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
 - (4) 国家資格者であって、登録を抹消されあるいはその業務を禁止され、これらの処分の日から3年を経過しない者
 - (5) 財産管理を業とする資格を有しない者
 - (6) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、後見人、保佐人又は補助人
 - (7) 当法人の会員でない者

(民事信託士会員の協会への業務報告)

- 第18条 当法人は、民事信託士会員に対して、民事信託に関する業務の報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた民事信託士会員は、求められた期日までに業務の執行状況を当法人の会長に報告しなければならない。

第4章 社員総会

(構成)

第19条 社員総会は、社員をもって構成する。また、社員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第20条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準等の決定
- (2) 社員の選出及び会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬等の額
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において、総会に付議すべき旨議決した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第21条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第23条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(社員による招集請求)

第24条 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対

し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(議決権)

第26条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第27条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第28条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があつた場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第29条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合においては、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 社員総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第31条 当法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上16名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、他の1名を副会長とする。会長、副会長をもって法人法上の代表理事とする。また、必要がある場合は副会長、専務理事、常務理事を若干名置くことができる。2名以上副会長を置く場合、内1名を法人法上の代表理事とする。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事は当法人の社員でなければならない。

(役員を選任)

第32条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(役員職務及び権限)

第33条 会長は、当法人を代表し、当法人の事務を総理する。

- 2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故有るときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故有るときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。ただし、職務代理をする理事は、当法人の社員でなければならない。
- 4 専務理事は、会長の旨を受けて当法人の常務を掌理し、事務局を管理する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、規則の定めるところにより、当法人の常務を分掌する。また、専務理事に事故有るときは、その職務を代理し、専務理事が欠員のときは、その職務を行う。
- 6 監事は、理事の業務執行を監督し、当法人の資産及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第34条 理事及び監事の任期は、いずれも選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した役員の前任者の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

- 4 役員は、第31条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第35条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 理事会

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任手続
- (3) 会長、副会長及び理事の職務の執行の監督
- (4) 規則等（支部規則を含む。）の制定及び改廃
- (5) 登録の拒否又は登録の取消しの適否の審査
- (6) 新たに社員となる者の社員総会への推薦

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集するものとする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く会長、副会長、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第39条 会長、副会長及び理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 委員会等

(委員会等)

第41条 当法人に、特定の常務執行を補助するため、又は特定の事項に関する調査研究等を行うため、理事会の決するところにより必要な委員会を置くことができる。

2 前項の委員会のほか、会長は、必要があるとき、臨時に特別な諮問機関を設けることができる。

3 委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 支部

(支部)

第42条 当法人は、第3条の目的を達するため及び当法人と民事信託士会員との連絡調整を図るため、支部を設けることができる。

2 会長は、支部の名称及び区域を定める。

3 前項の区域内に事務所を有する民事信託士会員は、当該支部に所属するものとする。

(支部長の報告義務)

第43条 支部長は、支部の会員が本定款に違反するおそれがあると思料するときは、その旨を会長に報告しなければならない。

(支部規則)

第44条 本定款に別段の定めのある場合を除き、支部の運営に関する必要な事項は、別に支部規則で定める。

(支部の役員)

第45条 支部に、支部長1人及び支部規則に定めるその他の役員を置く。

2 支部の役員は、理事会にて選任する。

3 支部の役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結後最初に招集される理事会の終結の時までとする。ただし、再任することができる。

第9章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第47条 基金の募集及び割当て、払込み等に関しては、理事会の定めるところ

によるものとする。

(基金の返還)

第48条 基金の返還は、理事会の定める日まで返還しないものとする。

2 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第49条 基金の返還を行うときは、返還する基金の額に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第52条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第54条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第55条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は当法人の目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事務の委託)

第56条 当法人の事務に関しては、理事会の決議により一般社団法人民事信託推進センターその他第三者に委託することができる。

(法令の準拠)

第57条 本定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以 上

平成26年4月8日 成立

平成27年2月10日 第42条乃至第44条加入、同日施行

平成31年2月18日 全面改訂、同日施行